

本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業
募集要項

令和7年1月

本別町

第1 本事業の内容に関する事項

1. 事業名

本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業（以下「本事業」という。）

2. 事業概要

本町は官民協働による「経済・環境・社会」の三側面から、統合的に町の課題解決に資する取組を計画し、令和6年度内閣府SDGs未来都市の選定を受けました。計画には、環境の取組の一つとして、「持続可能な環境保全が行われ、環境を活かした教育・体験ができるまち」を位置づけ、『本別公園のリブランディング』を推進しています。「本別公園」は総面積22.85haと広大な面積を誇る都市公園で、あらゆる世代が楽しめる本町を代表する公園です。この本別公園のリブランディングの一環として、新たにオートキャンプ場を整備し、更なる利用者の拡大と利用促進を狙っていくものです。

本募集は、町が整備を計画している本施設について、設計、施工、維持管理及び運営を一体的に行う事業者をプロポーザル方式により公募するものです。最も優れた提案を行った提案者を本施設の設計、施工、維持管理及び運営の優先交渉権者とするものです。

3. 立地条件

本施設等が立地する事業予定地の条件は、次の通りです。

項目	内容
整備場所	北海道中川郡本別町東町60番地3
敷地面積	約8,800㎡
法規則	建築基準法、都市計画法、景観法（北海道景観計画区域）、その他本事業に必要な法令
上水道	あり（引き込み必要）
下水道	なし（合併処理浄化槽区域）
電気	引き込み必要
電話	引き込み必要

4. 施設要件

本施設等は通年で使用できるもので、その構成や要件は次の通りです。詳細については要求水準書を参照ください。

施設	概要
オートキャンプ場整備	内容は事業者の提案によるものとしますが、環境に配慮し、集客性、安全性の高いオートキャンプ場を整備してください。
受付棟	受付スペース、事務室、トイレ、シャワー室など
解体工事	既存のトイレ兼更衣室、テニスコート（コート、フェンス、照明設備など）など

5. 業務範囲

(1) 土木工事に関する設計業務及び施工業務

- ① 用地造成工事、関連して必要となる工事の設計
- ② 用地造成工事、関連して必要となる工事に必要な各種調査、許認可及び計画通知等の手続（関係機関との協議及び申請等の手続）
- ③ 用地造成工事、既存施設の解体工事、関連して必要となる工事の施工（既存施設の解体工事については、オートキャンプ場の運営に関し、活用できるものについては解体しなくても良いこととします。なお、解体の有無については、優先交渉権者と協議を行います。）
- ④ 近隣対策・対応
- ⑤ その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(2) 建築工事に関する設計業務及び施工業務

- ① 施設建築工事、関連して必要となる工事の設計
- ② 施設建築工事、関連して必要となる工事に必要な各種調査、許認可及び計画通知等の手続（関係機関との協議及び申請等の手続）
- ③ 既存建築物の解体工事、施設建築工事、関連して必要となる工事の施工
- ④ 近隣対策・対応
- ⑤ その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

- ① 施設の保守管理業務
- ② 環境衛生及び清掃業務
- ③ 修繕業務
- ④ 備品等の維持管理業務
- ⑤ その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

(4) 運營業務

- ① 公の施設としての施設運營業務
- ② 施設利用の受付業務
- ③ 施設案内
- ④ 施設に関する問合せの対応
- ⑤ 付属施設、備品の使用方法と注意事項の説明
- ⑥ 利用者数の統計等集計業務
- ⑦ システム管理（Webサイト、予約、会計、顧客情報管理）
- ⑧ その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

6. 事業方式

本事業は、民間事業者の創意工夫や経営力を取り入れ、施設全体の世界観を統一しつつ、長期的な視点で地域振興に貢献することが望まれることから、高い知識と豊かな経験が必要となります。よって、設計段階から運営を視野に入れた効果的な整備が期待できる設計、施工、維持管理及び運營業務を優先交渉権者に委託する「DBO（Design Build Operate）方式」により実施します。

7. 事業期間とスケジュール

本事業の事業期間は、設計及び施工業務は契約の締結日から令和9年3月下旬、維持管理及び運營業務は契約の締結日から令和14年3月31日までとします。また、本事業のスケジュールは、概ね次の通りです。

(1) 事業期間

①設計及び施工業務

事業期間 令和7年4月以降（議会の議決以降）から令和9年3月下旬

②維持管理及び運營業務

事業期間 令和9年4月上旬から令和14年3月31日

(2) スケジュール

日程	項目
令和7年3月下旬	優先交渉権者の決定
令和7年4月上旬	設計、施工及び維持管理運營業務にかかる仮契約締結
令和7年4月以降	上記にかかる本契約締結（仮契約後の議会で議案上程）
令和9年3月下旬	施工業務完了
令和9年4月以降	供用開始
令和9年4月上旬～ 令和14年3月31日	維持管理及び運営期間

8. 対価の支払い方法（予定）

対価の支払い方法は、以下の通り予定しています。

（1）設計及び施工業務に係る対価

設計及び施工業務に係る対価については、設計及び解体工事は令和7年度内に支払いを行うこととし、施工業務については、令和8年度に支払いを行います。なお、本町の財務規則等に基づいて行います。

（2）維持管理及び運営業務に係る対価

維持管理及び運営業務に係る対価については、令和9年4月以降から支払いを行うこととし、見積金額を60回に分割した額を毎月支払いとします。なお、本町の財務規則等に基づいて行います。

9. 本事業の上限額

設計、施工及び維持管理運営業務を行う事業者を支払う対価の上限額（消費税及び地方消費税の額を含む。）は以下の通りです。

設計及び施工業務並びに維持管理運営業務に係る対価

設計及び施工業務 金額 157,674,000円（税込）

維持管理運営業務 金額 28,080,000円（税込）

10. 本事業の実施に関する業務契約

本町は、本事業を実施するに当たり業務契約を事業者と締結します。なお、本町と本事業の実施に係る契約を締結する者（以下「受注者」という。）は、本事業の実施に当たり、必要となる関係法令を遵守しなければなりません。

（1）業務契約

本町は、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた業務契約を締結します。契約書の締結については、設計、施工及び維持管理運営業務一括で締結する予定です。

第2 事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項

1. 募集及び選定方法

本事業においては、民間事業者の企画力、技術的能力、経営能力などのノウハウを活用し、効率的で持続可能な付加価値のある施設整備の提案を民間事業者から求めることから、本町は、優先交渉権者の選定に当たっては、提案内容を総合的に判断することが必要と考えています。

したがって、優先交渉権者の選定方法は、参加者が提案する対価に加え、提案による施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性や独自の提案等を総合的に評価して決定する「公募型プロポーザル方式」とします。

2. 募集及び選定スケジュール

時期	内容
令和7年1月28日	募集要項の公表
令和7年1月31日正午	現地説明会の参加申込の受付期限
令和7年2月3日午前10時	現地説明会の実施
令和7年2月7日正午	募集要項等に関する質疑受付期限
令和7年2月13日	募集要項等に関する回答期限
令和7年2月17日午後5時	参加表明書提出期限
令和7年2月18日～ 令和7年2月20日	参加資格者確認通知書発送（電子メールにて通知）
令和7年2月28日正午	提案書提出期限
令和7年3月6日午前10時	プレゼンテーション及びヒアリング審査
令和7年3月11日～ 令和7年3月14日	審査結果の通知及び公表予定日
令和7年3月下旬	優先交渉権者の決定

3. 参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 参加者の構成

- ① 参加者は、単独の事業者又は代表事業者と複数の協力会社によって構成されたグループ（以下「参加グループ」という。）とします。ただし、3（2）及び（3）の要件を具備すること。

- ② 参加グループを構成する事業者は、単独で参加すること及び他の参加グループの構成員となることはできません。
- ③ 公募型プロポーザル参加表明書（添付書類を含む。以下「参加表明書」という。）の提出後、参加グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めません。

（２）参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、法人その他の団体であって参加表明書の提出の時点（以下「基準日」という。）において、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）で参加資格がある旨の確認を受けた者とします。なお、本別公園オートキャンプ場整備構想策定業務に関わった事業者の参加を妨げるものではありません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本町の指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（３）参加者の業務遂行能力に関する資格要件

- ① 土木工事に関する設計者の資格要件
 - ア 北海道内に本店又は営業所を有する者。
 - イ 管理技術者は測量士の資格を有すること。担当技術者は、測量士又は測量士補の資格を有すること。
 - ウ 本別町指名競争入札参加資格者名簿の設計「土木設計」で登録されている者又はその事業者が協力会社に含まれている者で本町の指名停止措置を受けていない者。
- ② 土木工事に関する施工者の資格要件
 - ア 北海道内に本店又は営業所を有する者。
 - イ 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。
 - ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - イ) 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
 - ウ 本別町指名競争入札参加資格者名簿の設計「土木工事」で登録されている者

又はその事業者が協力会社に含まれている者で本町の指名停止措置を受けていない者。

③ 建築における資格要件

ア 北海道内に本店又は営業所を有する者。

イ 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。

ア) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

イ) 建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく1級又は2級建築士事務所の登録を受けていること。

エ 本別町指名競争入札参加資格者名簿の「建築」で登録されている者又はその事業者が協力会社に含まれている者で本町の指名停止措置を受けていない者。

④ 維持管理及び運營業務における要件

ア 北海道内に本店又は営業所を有する者。

イ 参加表明を行う時点において、北海道内でキャンプ場経営実績が5年以上あり、テントサイト5サイト以上のキャンプ場を運営していること。

ウ 本町の指名停止措置を受けていない者とする。

4. 参加の手続

(1) 参加表明

参加者は、必ず参加表明を行ってください。参加表明をしていない者の提案書は受け付けません。参加表明については、募集要項、要求水準書、関係する法令等を理解、遵守の上で、次の①の表に記載の書類を提出してください。

※様式については、募集要項様式にて示します。

①-1 参加表明に必要な書類（必ず提出）

番号	書類名称	様式	備考
1	参加表明書	様式 1-1	
2	3（3）の要件を確認できる書類	様式任意	

①-2 参加グループで参加表明を行う場合に必要な書類

3	協力会社概要表	様式 1-2	
4	委任状	様式 1-3	
5	委任状（協力会社）	様式 1-4	
6	誓約書	様式 1-5	

①-3 J V、コンソーシアム等で参加表明を行う場合に必要な書類

7	J V、コンソーシアム等で参加表明する団体	協定を締結した 協定書の写し	
---	-----------------------	-------------------	--

※①-2、3の参加表明は参加者の「代表事業者」が手続を行ってください。

- ② 提出期限 令和7年2月17日（月）午後5時
- ③ 提出方法 持参又は郵送により提出してください。ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までで持参し、郵送の場合は②の期限までに必着することとします
- ④ 提出場所 〒089-3392 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1 本別町役場未来創造課商工労働観光担当
- ⑤ 提出部数 各1部
- ⑥ 確認通知 参加表明書を提出した者に対し、確認通知書を発送します
- ⑦ その他 上水道管路図等資料は参加資格が認められた後、代表事業者へ提供します

(2) 提案書類

参加資格を有する参加者からの提案書類等を以下の通り受け付けます。参加に必要な書類は以下の①の表の通りです。

① 参加に必要な提案書類

番号	書類名称	様式	備考
1	提案書類提出書	様式 3	
2	価格提案書	様式 4-1	
3	価格提案内訳書	様式 4-2	
4	提案書	様式 5-1	
5	1 事業の全体概要についての提案	様式 5-2	
6	2 施設整備計画についての提案	様式 5-3	
7	3 全体配置についての提案	様式 5-4	
8	4 維持管理業務についての提案	様式 5-5	
9	5 運營業務についての提案	様式 5-6	
10	6 地域内との連携方法についての提案	様式 5-7	
11	7 町民の雇用に関する取組についての提案	様式 5-8	
12	8 観光振興に関する取組についての提案	様式 5-9	
13	9 想定利用料金についての提案	様式 5-10	

- ② 提出期限 令和7年2月28日（金）正午まで
- ③ 提出方法 持参又は郵送により提出してください。ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時（2月28日は正午）までに持参し、郵送の場合は②の期限までに必着することとします
- ④ 提出場所 〒089-3392 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1 本別町役場未来創造課商工労働観光担当
- ⑤ 提出部数 正本1部、副本8部
※紙媒体での提出とは別に、PDFファイルを電子メールにて提出ください
- ⑥ 注意事項 提出者（協力会社を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）は記入しないこと

（3）作成及び提案に当たっての基本的条件

- ① 作成に当たっての基本条件、要求水準書に示す機能等を満たすとともに、その設計思想を尊重し、提案書を作成してください。
- ② 提案に当たっての基本条件
 - ア 参加者は、要求水準書の内容に基づき、機能面、価格面を総合的に検討し提案してください。
 - イ 提案内容については、町との協議により採用しないことがあります。なお、提案が採用されなかった場合、それを理由として、事業費が増額とされないよう努めてください。
- ③ 参加要件とする配置予定技術者の基本的条件
 - ア 統括代理人
 - ア) 受注者は、契約締結後速やかに、本要項「3. 参加者の備えるべき参加資格要件（1）①」に掲げる単独の事業者又は代表事業者から設計業務及び施工業務を統括する統括代理人を選定し、本業務に専任してください。原則として、提案書にて提案した者を統括代理人に選定するものとしますが、病休、死亡、退職等特別な事情（以下「特別な事情」という。）により、その者を配置できない場合には、その者と同等の能力を有する者を選定してください。
 - イ) 統括代理人は、募集要項に定める基準日において、常勤で3か月以上の雇用関係にある者としてください。
 - ウ) 統括代理人は、設計業務における土木及び建築設計管理技術者、施工業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務及び施工業務に関し、相互調整を行ってください。
 - エ) 受注者は、選定した統括代理人の氏名、住所及び経歴等を書面により、本町に提出し承認を得てください。

- オ) 統括代理人は、1級又は2級土木施工管理技士若しくは1級又は2級建築施工管理技士の資格を有し、実務経験が豊富であり、本書の趣旨及び内容を総括的に本事業に反映できる、誠実かつ責任感ある者を選定してください。
 - カ) 統括代理人の下に、設計業務に関する土木及び建築設計管理技術者を、施工業務における現場代理人及び各施工担当者を配置してください。
 - キ) 統括代理人は、監理技術者、主任技術者及び現場代理人を兼ねることができます。
 - ク) 本町が、その者を統括代理人として不適当であるとみなした場合、受注者は速やかに適切な措置を講じてください。
- イ 土木及び建築設計管理技術者
- ア) 受注者は、設計業務の遂行に当たり、土木及び建築設計管理技術者を選定し、その者の氏名、住所及び経歴などを書面により、本町に提出してください。
 - イ) 受注者は、本工事の土木及び建築設計管理技術者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者を選定してください。
 - ウ) 土木及び建築設計管理技術者は、いずれも募集要項に定める基準時において、常勤で3か月以上の雇用関係にある者としてください。
 - エ) 土木設計管理技術者は、測量士の資格を有してください。また、建築設計管理技術者は、1級又は2級建築士の資格を有し、延べ床面積100㎡以上の建築工事における主たる設計技術者としての実務経験を有する者を選定してください。
 - オ) 受注者からの土木及び建築設計管理技術者の変更は、本町と協議の上、同等の実績を有し、町が適当と判断する代替者を配置してください。
 - カ) 業務履行中においては、その者が土木及び建築設計管理技術者として、本町が不適当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講じてください。
- ウ 監理技術者
- ア) 受注者は、建設業法第26条第2項に定める監理技術者を選定し、氏名、住所及び経歴などを書面により、本町に提出してください。
 - イ) 受注者は、本工事の監理技術者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者を選定してください。
 - ウ) 受注者からの監理技術者の変更は、本町と協議の上、同等の実績を有し、町が適当と判断する代替者を配置する場合に認めます。
 - エ) 監理技術者は、1級又は2級建築士若しくは1級又は2級土木・建築施工管理技士の資格を有するとともに、募集要項に定める基準時において、常勤で3か月以上の雇用関係にあるものとしてください。
 - オ) 業務履行中においては、その者が監理技術者として、本町が不適当とみ

なした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講じてください。

エ 主任技術者

- ア) 受注者は、建設業法第26条第1項に定める主任技術者を選定し、氏名、住所及び経歴などを書面により、本町に提出してください。
- イ) 受注者は、本工事の主任技術者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者を選定してください。
- ウ) 受注者からの主任技術者の変更は、本町と協議の上、同等の実績を有し、町が適当と判断する代替者を配置する場合に認めます。
- エ) 主任技術者は、1級又は2級建築士若しくは1級又は2級土木・建築施工管理技士の資格を有するとともに、募集要項に定める基準時において、常勤で3か月以上の雇用関係にあるものとしてください。
- オ) 業務履行中においては、その者が主任技術者として、本町が不適当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講じてください。

オ 現場代理人

- ア) 受注者は、公共工事標準請負契約約款による現場代理人を設置してください。
- イ) 受注者は、選定した現場代理人の氏名、住所及び経歴などを書面により、本町に提出してください。
- ウ) 受注者は、本工事の現場代理人として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者を選定してください。
- エ) 建設業法第19条第2項に定める現場代理人の権限に関する事項及び当該代理人の行為についての本町の受注者に対する意見の申し出の方法は、書面により本町に通知してください。
- オ) 現場代理人は、募集要項に定める基準時において、常勤で3か月以上の雇用関係にあるものとしてください。
- カ) 受注者からの現場代理人の変更は、本町と協議の上、同等の実績を有し、本町が適当と判断する代替者を配置する場合に認めます。

(4) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、本町の判断で失格とし、既に提出された提出書類は無効とします。

- ① 提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ③ 提案内容に重複提案と認められる記載があるとき。
- ④ 参加表明書の提出の日から契約等を締結するまでに、参加資格要件を満たさない事実を確認したとき。
- ⑤ 公正を欠く行為があったと認められるとき。
- ⑥ その他本要項に違反する行為があると認められるとき。

5. 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

優先交渉権者の選定は、プレゼンテーション及びヒアリング審査により行います。

(2) 選定方法

本町が設置する審査委員会において、参加者からの提案及びヒアリングにより優先交渉権者を選定し、その結果をもとに優先交渉権者及び次点候補者を特定します。

(3) 審査基準

参加者からの提案及びヒアリングを以下の審査項目及び配点に基づき審査をします。

番号	審査項目	細目	配点	評価掛け率	
1	事業の全体概要についての提案	(1)施設整備計画における提案内容を記載	20	A 優れた提案 掛け率 1.00	
2	施設整備計画についての提案	(1)キャンプサイトの造成について (2)受付棟の建築について (3)テニスコートの解体後の活用方法について	15		
3	全体配置についての提案	(1)オートキャンプ場整備について図、イラストなどで提案事項を記載	10		
4	維持管理業務についての提案	(1)維持管理の基本的な考え方について (2)施設の保守・点検業務について (3)環境衛生、清掃、保安及び備品管理の計画について	10		B やや優れた提案 掛け率 0.75
5	運營業務についての提案	(1)運営の基本的な考え方について (2)施設の運営について (3)安全管理や緊急対応に対する考え方について (4)魅力向上に向けた取組について	15		C 標準的な提案 掛け率 0.50
6	地域内との連携方法についての提案		10		D 標準を下回る提案 掛け率 0.25
7	町民の雇用に関する取組についての提案		5		
8	観光振興に関する取組についての提案		10		
9	見積価格		5		
合計			100		

(4) 実施方法

- ① 審査項目に基づき評価点を算出し、評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点候補者として選定します。なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者としません。提案者が1者であっても、最低基準点を超えなければ、優先交渉権者として選定しません。
- ② 審査に出席できる人数は、パソコン等の機器の操作をする者を含め、5名以内とし、そのうちの1名は原則として、本要項「3. 参加者の備えるべき参加資格要件(1) 参加者の構成」に掲げる代表事業者とする。
- ③ 各提案者のヒアリング等の時間は40分程度とし、プレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを20分程度とします。
- ④ 提案者は、他の提案者の審査を傍聴することはできません。
- ⑤ 審査は、事前に提出された提案書に基づき実施し、提案書の差替え及び追加資料配付は認めません。

(5) 日時及び場所

- ① 日時 令和7年3月6日(木) 午前10時
- ② 場所 本別町役場2階会議室

(6) 結果の通知及び公表

- ① 通知及び公表の予定日
令和7年3月11日(火)から令和7年3月14日(金) 予定。
- ② 方法
優先交渉権者として選定した者に対しては選定通知書を、優先交渉権者以外の者に対しては非選定通知書等を発送します。審査委員会による審査結果は、本別町ホームページにおいて公表します。なお、審査に対する過程及び結果についての質問及び異議等を申し立てることは認めません。

(7) その他

優先交渉権者として選定した者に対し、その提案内容について確認(提案書類に誤った記載がないか、提案内容が確実に履行されるか等)を行うとともに、仕様、価格等について協議を行います。協議の結果、町が優先交渉権者を契約の相手方として適当と認めた場合、見積合せを行った上で仮契約を締結します。ただし、優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合、町は、審査において次点となった提案者を優先交渉権者として同様の手続きを行うものとします。なお、確認作業は、優先交渉権者の協力のもとで行うものとし、確認結果について異議を申し立てることは認めません。

第3 その他本事業の実施に関し必要な事項

1. 現地説明会に関する事項

(1) 現地説明会の申し込み

- ① 期 限 令和7年1月31日（金）正午まで
- ② 方 法 電話又は電子メールにより事務局に申し込みください。
- ③ 実施日 令和7年2月3日（月）午前10時

2. 募集要項等に関する事項

(1) 募集要項等に対する質疑

- ① 期 限 令和7年2月7日（金）正午まで
- ② 方 法 質疑書（任意様式）を電子メールにより事務局に提出してください。
なお、電子メールの件名を「本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業に係る質疑【法人名等】」としてください
- ③ 回 答 令和7年2月13日（木）までに本別町ホームページに掲載します
- ④ その他 質疑回答は募集要項等の追加及び修正とみなします

3. その他本事業に係る必要な事項

(1) 議会の議決

本別町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条に基づく本別町議会の議決を経るまでは仮契約とし、当該議決を経たときは、本契約として締結するものとします。

なお、債務負担行為の設定に関しては、令和7年3月本別町議会定例会において議案を提出する予定です。また、工事請負契約の締結に関する議案を令和7年4月以降に提出する予定です。

(2) 提出書類の取扱い

本町が受理した提出書類は、返却しません。

(3) 提出書類の公表等

提出された書類の著作権は、参加者に帰属します。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同じ。）は、受注者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しません。ただし、受注者の提案書類については、本業務内容の公表時や本町が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとします。なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本業務の選定結果の公表以外に無断で使用しません。

(4) 提出書類提出後の変更の報告

提出書類提出後の社名等の変更など、重大な変更が生じる場合又は生じた場合は、速やかに報告してください。

(5) 指名停止措置

提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。

(6) 提案に要する経費等

提出書類に要する経費等は、全て提案者の負担とします。

4. 問い合わせ先（事務局）

本別町役場未来創造課商工労働観光担当

所在地 〒089-3392 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1

電話 0156-22-8121

FAX 0156-22-3237

Eメール kankou@town.honbetsu.hokkaido.jp